

立志会視察レポート

提出者：永田起也

■視察1日目：令和元年7月22日（月）

項目：八戸屋台村 みろく横丁について

場所：食の文化資料館 包（パオ） 青森県八戸市 卸センター

○みろく横丁の概要について

平成14年11月に八戸屋台村みろく横丁が開く。環境保全や、資源の有効活用の促進などの循環型環境社会や中心商店街活性化をコンセプトに独自のシステムで7つのコンセプトを持ち立ち上げられている。行政からの補助金や助成金を頼ることなく、運営は民間企業により行なわれている。市内中心市街地の中の230坪の敷地に、地元八戸の食材を扱う26の屋台が出店して、まちに賑わいを出している。当初からスローフードの考えを全国に広げることを活動目的としており、屋台村方式を全国に広げるために全国屋台村連絡協議会を設立した。鹿児島から北海道まで18軒の屋台村が参加している。

○八戸屋台村コンセプト

- ・新幹線八戸駅開業における。お客様へのおもてなしとしての目玉として
- ・中心市街地の活性化として
- ・日本初の環境対応型「屋台村」として（全ての施設がエコロジー施設とバリアフリー型の設置）
建物は100%リサイクルでつくっている。
- ・八戸の情報発信基地として（観光地、イベント、飲食店の紹介）
- ・若手起業家を育てたい（200～300万円のリスク、概ね起業半年で回収できている）
- ・全国に誇る八戸のオーガニック食材の提供と八戸の新名物料理・郷土料理を一堂に集め紹介したい
26件の業種、若くてやる気のある人、応募は倍の数が来る
- ・スローフード時代への幕開けの象徴として
（定義：食べ物の質と安全性と経済性に立脚した、人と人、人と自然の関係性を追及する運動）

○みろく横丁の環境整備

三年に一回店舗のリニューアルオープン。三年に一度店舗を入れ替えの選考を行い起業家と新規契約を行っている。店舗の顔ぶれが変わることもあり、店主が他に独立起業していくケースが稀にある。引継ぎ試験を受け残る場合もある。こうした3年に一度店舗を一掃することで、あらゆるジャンルの食事を提供したり、若手起業家の育成にもつなげている。

○所 感

八戸屋台村は、数少ない成功事例として、全国から数多くの視察がある。今回の視察では、資料館の包にて、代表の中居氏からレクチャーを受け、夜には屋台村に直接伺って現地に出向いて店舗を営む店員（店主）らに直接話を伺うこともできた。中居氏からは、全責任をとる強力なリーダーシップのもと必ず成功させるといった強い意志が伝わる。月に1度は全店舗集めて会合を用いるなど人望もあつい。まちづくりにおいてこれも後の視察先にも同じように、行政からの補助金制度に頼ることなく民間主導での形が成功した形である。

みろく横丁は、現地の誇る地域資源であるという認識が観光だけでなく地元市民にもひろがっている様子が伺える。現在、当知立市も駅周辺整備を開発しているが、こうした民間の取り組みは非常に参考となる例であった。



■視察 2 日目：令和元年 7 月 23 日（火）

項目：オガールプロジェクトについて 場所：岩手県紫波町オガール

○プロジェクトの概要について

少子高齢化による人口減少、国からの地方交付税や補助金の削減。厳しい財政状況の中で地域活性化に悩む地方自治体は少なくない。従来型の公共事業のあり方が問われる今、補助金に頼らない公民連携で地域活性化を進め、全国から注目を集めている。「オガールプロジェクト」と呼ばれる計画で、駅前の町有地 10.7 ヘクタールを中心に、ホテルやバレーボール専用体育館、図書館、カフェ、産直マルシェなどが入居する施設。年間約 100 万人が訪れている。

平成 21 年 3 月に議会の議決を経て、紫波町公民連携基本計画を策定し、21 年度から紫波中央駅前都市整備事業がはじめられている。

・開発テーマ

1. 農村（田園）と都市（街）が共生するまち
2. 若者、高齢者、すべての人が希望を持ち、安心して暮らせるまち
3. 人にも地球にも「やさしい」まち
4. 優れたデザインの採用

・オガール敷地内の施設

役場庁舎・オガール広場・エネルギーステーション・オガール保育園・オガールタウン（分譲住宅）・オガールセンター（教育サポート施設、小児科、アウトドアショップや美容室など）・フットボールセンター・オガールプラザ（図書館、子育て応援センター、カフェ、居酒屋、歯科、眼科、学習塾など）、オガールベース（飲食店、専用バレーボール体育館、コンビニなど）

○オガールプロジェクトのオガールとは

「成長」を意味する紫波の方言「おがる」＋「駅」を意味するフランス語「Gare」（ガール）の二つの言葉を組み合わせた造語。紫波中央駅前を「紫波の未来を創造する出発駅」とする決意と、このエリアを出発点として紫波が持続的に成長していく願いを込めた名称である。

○事業の効果

- ・紫波中央駅前の基準地価が 2 年連続上昇（H30 年 37,900 円）
- ・人口減を前年比 0.4%減に抑えている（年 160 人の減）
- ・事業用定期借地権の設定と固定資産税、住民税等の増加分で年間 3,000 万円の歳入



○所感

紫波町の人口は 3 万 3 千人ほど。紫波中央駅を降りたすぐ側に閑静な住宅や建物が広い敷地に並んでいるという、はじめて見た印象であった。補助金を頼らず、公民連携手法による民間指導で整備されたオガールタウン。補助金を確保したらそれをフルに使い、その後のランニングコストを考えずに空きテナントが目立つこれまでの公共事業の失敗を教訓とした手法であります。事前調査の時点で「補助金辞めますか？それとも人間やめますか？」の強烈な見出しが印象的で興味を持った次第であります。

エリア内にある図書館やアウトドアショップ、産直の「紫波マルシェ」、オリンピック基準のバレーボール専用体育館、紫波町役場付近、と様々な施設や店舗やテナントをまわり、この場所の興味深さを感じることができた。プロジェクトを進めるにあたっては、町長による町民への粘り強い説明や町民の方を巻き込んだワークショップの開催など、合意形成に向けた強い意志を感じ、「公民連携」の好事例として、全国的に注目され続けるオガールプロジェクト。この関係各位の強い意志や強力なリーダーシップ、そして地域の資源の循環を重要視する基本姿勢などについて知る必要があると感じた。

■視察 3 日目：令和元年 7 月 24 日（水）

場所：参議院議員会館 陳情活動と文部科学省総合教育政策局からの講義

●国会議員に要望書を提出

1. 「国の施策、制度に関する要望書」

（補助金等交付関係 1. 学校施設環境改善交付金 2. 社会資本整備総合交付金に対して必要額の確保）

（外国人児童生徒への教育関係 日本語指導担当教員の定数加配措置の充実を図ること）

参議院議員 酒井庸行 様、参議院議員 藤川政人 様、各事務所に提出

2. 「国の施策、制度に関する要望書」

（地域中小企業、小規模事業者への事業継承補助金制度や税制改正等の支援策拡充、女性・高齢者が活躍できる職場環境の整備等、生産性の向上を図るための支援策について）

参議院議員 宮本周司 様 事務所に提出



●文科省からの講座

○外国人児童生徒等教育の現状と課題について

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

日本語指導調査官 林健悟氏 日本語指導係長 今村大悟氏

1. 現状について

○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移は、h18～28 の 10 年間で、1.7 倍増（26,281 人→43,947 人）になっている。その中で、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍状況（都道府県別）では愛知県 1 位（7,277 人）と圧倒的に多い。

○帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

- ・日本語指導が必要な児童生徒の多様化（言語の種類 ポルトガル語、中国語、フィリピン語など）
- ・日本語指導が必要な児童生徒は、集住化・散在化の傾向がみられる（在籍学校割合あり 22.7%。在籍市区町村割合あり 53.6%）
- ・特別な指導を受けている割合は 76.9%、日本国籍のもので 74.3%。このうち「特別の教育課程」を受けている割合 42.6%、日本国籍のもので 38.8%となっている。

2. 日本語の充実

○共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援（2019 年度予算額 504 百万円）

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

指導・支援体制整備、高校生に対する包括支援、教員の指導力向上、実践交流・情報交換等

○帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の整備（2019 年度予算額 389,818 千円）

- ・日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実（2.9 億円）、新規事業（多言語翻訳システム等 ICT を活用した支援の充実（2 千万円）、定住外国人の子供の就学促進事業

■取り組み事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、帰国・外国人児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

○外国人児童生徒等教育を培う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業（2019年度予算額 12,395 千円）

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、移住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する職員の専門性の向上がもとめられている。

2019 年度、モデルプログラムの最終版・ガイドブック作成、セミナー・成果普及シンポジウムの開催等

3. 就学機会の確保・就学継続支援

○外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

日本国憲法第 26 条はもとより、教育基本法や国際規約に則っている。

- ・外国人の子供の就学状況等調査(就学状況の把握状況・就学促進の取組み・指導充実の取組み)
- ・高等学校における受入れ（特別定員枠の設定、試験教科の軽減、学科支援を免除）
- ・高校生の中退・進路状況に関する調査結果

4. 最近の動向

○外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム座長：浮島副大臣 報告書を取りまとめ・公表

○中央教育審議会諮問 4 月「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」については「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において、集中的・機動的に審議する(5 月末に設置)

○日本語指導アドバイザーボードの設置 地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派（地方に送り研修）遣等を実施する。

今回は参議院議員酒井様の配慮をいただき、再び文科省の担当者から外国人児童生徒への教育についての最新の情勢を聞くことができた。今年度から新規事業や日本語指導に関する教職員の加配など、国においても今後の大きな課題として危機感を感じ施策を進めようとしていることには少し安心を持てた。今年 5 月に柴山文科大臣にも知立東小の現場に足を運んでいただき対応に前向きな答弁をもらっているが。現在、東小では外国人児童生徒の増加に伴う対応、日本語指導教員、サポート教員の配置など、数々の喫緊の課題があり、市にとっても国・県との連携対応が必須であります。きめ細かな対応は市行政となるが、大きな課題として引き続き、国会議員や愛知県知事に対し強く要望をしていく。

